

○射水市犯罪被害者等支援条例

令和 8 年 3 月 19 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって市民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) すべて犯罪被害者等は、個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、関係機関及び民間支援団体（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的な被害（周囲の無理解や心ない言動等による被害をいう。以下次条及び第15条において同じ。）等により犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的な被害等により犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専

門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第8条 市及び関係機関等は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第12条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市長が必要と認める者に対する見舞金の支給、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市民の理解の増進)

第15条 市は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、二次的な被害等の防止等による犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について市民の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第16条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。